

奈良県訓令第五号

各部課室

各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項中「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改める。